

令和6年12月2日からマイナンバーカードの  
特急発行が始まりました。



# お子さまの出生届と同時に マイナンバーカードの申請ができます！

## ☆自宅で受け取れます

申請時に市役所へお子さまを連れて出向く必要はありません。

お子さまのマイナンバーカードはご自宅に簡易書留郵便でお届けします。

※同時に申請しなかった場合は、法定代理人と一緒にお子さまの来庁が必要になります。

## ☆申請から最短5日で発行【特急発行】

通常は1ヶ月程度かかりますが、特急発行は申請から最短5日でマイナンバーカードが発行されます。

※住所地以外で出生届と同時に申請した場合、住民登録のある市区町村役場が申請書を受付けた後に申請することとなるため、カードの受取まで時間がかかります。

## ☆マイナ保険証について

マイナ保険証の利用登録は、スマートフォンを利用してマイナポータルから申請をお願いします。

※マイナンバーカードの到着までに医療を受ける場合は、お勤め先(社会保険)や国民健康保険担当課にて資格確認書の交付を受けてください。



マイナ保険証の  
利用登録はこちら

## ☆申請方法

申請場所※出生届を提出するところ

- ・住民登録のある市区町村役場
- ・出生地の市区町村役場 等



## 持ってくるもの

- 個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書(裏面)
- 出生届
- 母子手帳(休日夜間受付の場合は不要)



申請時1歳未満の場合は  
顔写真のないマイナンバーカード  
に変更になりました。

詳しくはこちら



マイナンバーカード  
総合サイト



### ■問い合わせ先■

市民福祉部 市民課 市民係 電話0993-22-2111

山川支所 市民福祉課 市民税務係 電話0993-34-1112

開間支所 市民福祉課 市民税務係 電話0993-32-3111

# 個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行申請書

(出生届と同時にマイナンバーカード特急発行申請をする場合)

この申請書は父、母又はその法定代理人である届出人が記載してください。

地方公共団体情報システム機構 宛  
(出生届の届出地市区町村長 宛)

申請にあたり、以下について記入して下さい。

- 氏名、住所、生年月日、性別は出生届に記載された内容と同じです  
住所地又は住所地以外の希望した送付先にて確実に個人番号カードを受けとれます

子の氏名	
子の生年月日	令和 年 月 日

利用者証明用電子証明書の発行を <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ※マイナ保険証を利用するには、利用者証明用電子証明書を発行する必要があります。 ①・②・③の暗証番号は同一でも構いません。	
①利用者証明用電子証明書暗証番号(数字 4 桁) インターネットを閲覧する際などに、利用者本人であることを証明する仕組みであり、健康保険証としての利用などに必要です。	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
②住民基本台帳用暗証番号(数字 4 桁) 【必須】 住民票コードをテキストデータとして利用するための暗証番号です。	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
③券面事項入力補助用暗証番号(数字 4 桁) 【必須】 個人番号や基本 4 情報を確認し、テキストデータとして利用するための暗証番号です。	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
④個人番号カード送付先 【住所地以外への送付を希望する場合】	( 様方) 個人番号カードは、簡易書留等により住所地へ送付されます。 住所地以外の地を個人番号カードの送付先とする場合のみ記載して下さい。
⑤住所地において個人番号カードの送付を受けることができない理由	<input type="checkbox"/> 里帰り出産中であるため <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑥連絡先電話番号 【必須】	( 氏名 ) 日中連絡の取れる電話番号をご記入ください。

※出生届、出生証明書に記載された事項は、この申請にも用いられます。

※電子証明書について、氏名のコンピューター入力に際して画面上に正確に表示されない文字(代替対象文字)は、代替文字に置き換わります。代替文字を変更したい場合は、個人番号カード交付後に住所地市区町村長へその旨を申し出てください。